

企業の社会的責任

ー進まないオーファンドラッグの開発をめぐるー

中山裕介（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：ビジネス倫理、社会的責任、オーファンドラッグ、社会契約論

序章

企業は何のために存在するか。最近の企業は、その間に対して、企業の社会的責任（CSR）やコンプライアンス（法令遵守）といった言葉で説明を試みる。彼らにとってよい企業とは、環境や福祉の活動に精を出し、社会貢献が企業目的であること、と言わんばかりである。だが、市場経済に身を置いている以上、利潤のために活動するのが企業の宿命である。そのため、こうした風潮に対して、純粋な他者への奉仕なのか、売名行為であるのか、動機についての違和感をめぐり去ることが出来ない。

こうした違和感は、企業の役割や目的についての議論があまり行われず、「企業の責任」という概念が曖昧なままであるためではないだろうか。社会の中で企業が果たすべき役割は今後も大きくなっていくことが予想されるが、企業にそうした責任を求める根拠はどこにあるのか。

以上の問題意識から、本論文の目的は企業の社会的責任の内容を分析すること、責任を求める規範的根拠を検討し、今後企業の社会的責任を実践していく上で、どのような枠組みを提示すべきかを検討することにある。同時に、企業の社会的責任を考える一つの具体的なモデルとして、オーファンドラッグ（希少疾病医薬品）の問題を並行して議論し、ビジネス倫理の具体的なイメージを共有していく。

第一章 ストックホルダー理論 VS.ステイクホルダー理論

第一節 社会的責任の類型

アーチャー・キャロルによると、企業の社会的責任は、次の4つの責任に分類できる。①経済的責任：利益を上げよ、②法的責任：ルールに従え、③倫理的責任：正しく公平であれ、④慈善事業的責任：社会貢献に努めよ。彼の社会的責任は、①から④にかけて階層的構造を持っており、④の方がより積極的な行動、高い自律性を要求される。また、それぞれの責任は対立概念ではなく、企業の責任はこれらの総体として見るべきである。

第二節 ストックホルダー理論

企業の責任に関する一つの考え方は、ストックホルダー理論である。代表的な論者であるミルトン・フリードマンは、

企業は経済的責任以外のことを考慮すべきでなく、ただ株主の利益のために行動するべきであり、そのことが結果として、社会の豊かさの実現に繋がると主張する。つまり彼の考える企業の社会的責任とは経済的責任のみを指す。なぜ経済的責任のみを果たせばよいのだろうか。この点については2章・3章で検討することにする。

第三節 ステイクホルダー理論

ステイクホルダー理論を主張する論者として、フリーマンがいる。彼は企業の目的を、ステイクホルダー（利害関係者）の権益のために奉仕することと定義し、積極的な社会的責任を経営者の義務として規定した。彼のステイクホルダー理論では、各ステイクホルダーは公正に扱われ、特定の利益のために手段として扱われることはない。しかし、ステイクホルダーを平等に扱うことは、株主の権利を無視することに繋がりがねない上に、実践判断を難しくするなど、課題を残している。

第四節 オーファンドラッグについて

オーファンドラッグとは、「希少疾病用医薬品」を意味する。こうした医薬品は、製薬会社にとって採算を見込めない分野である。近年製薬業界を取り巻く厳しい状況から、採算の取れる見込みがより高い、(多数の患者・長期の服用が見込める)大型医薬品に投資が集中し、採算の取れない疾病は無視されていくことが懸念されている。市場の調整や、製薬会社の正義観に頼ってはいは、問題が解決しないということで、企業の社会的責任を検討する上での具体例として考えられる。

第二章 権利論に基づくストックホルダー理論

第一節 権利論とは何か

ストックホルダー理論からの社会的責任批判を、権利論的論理として検討していく。権利論は、権利の行使を妨げるべきでないとする理論であり、ビジネス倫理において問題になる権利は、特に所有権である。

第二節 権利論に基づく社会的責任論批判

ジョン・ロックやロバート・ノジックの考えによれば、自己の労働など正当な手続きを経て生まれた所有に基づく財は、

誰にも侵されない。つまり所有権を持つのである。この権利は、人間の本源的権利である。そしてこの立場からすれば、社会的責任の観点から、企業に募金を強制することは、所有権の侵害となる。

第三節 権利論の問題点

所有権を絶対的なものとみなすと、それに伴って利潤極大化も絶対視される。しかし、その実現は第三者の所有権との衝突を招く。つまり権利を主張する場合、自己の権利の保全を考えるなら、第三者への配慮が不可欠なのである。

こうした問題点をふまえて、チョーデリの第三者規定を参照にし、所有規定を相対的なものとして再定義を試みた。その結果、社会的責任に対する所有権からの批判は、倫理的な責任が不可欠だとする認識に至ることになる。

第三章 目的論に基づくストックホルダー理論

第一節 目的論とは何か

目的論的思考に基づくストックホルダー理論からも、社会的責任論は批判されている。目的論は、自己利益の追求—企業に置き換えると利潤の最大化を図ること—が、結果として社会の厚生の実現に繋がるとする考え方である。

第二節 目的論に基づく社会的責任論批判

アダム・スミスの「見えざる手」によると、利己的な目的にもとづく利益追求も、実現した富は、本人の意思と無関係に、第三者にも恩恵をもたらす。また、利益を実現するためには最低限のルールは必要であり、こうしたルールがあれば、人々は不正を自ずと慎むはずであるとも考えていた。加えて、これまで専門化によって豊かさが実現されてきたのだから、企業もその専門領域である利益追求に専念することがよい結果をもたらす。以上のことから、社会的責任など課さなくても社会の厚生は自然と実現するのである。

第三節 目的論の問題点

目的論的論理は、自由な市場で競争が十分に行われることを前提としている。しかし、市場の不完全性、完全競争概念の不完全性から、自由な競争は実現しない。むしろ市場の失敗への批判を認識し、利益追求に専念しているだけでは社会の厚生には繋がらないことを認識するべきである。

第四章 社会契約に基づくステイクホルダー理論

第一節 社会契約論の基本的構造

政治哲学の領域で語られる社会契約の構造的特徴を検討し、社会契約の枠組みを整理する。

第二節 ビジネスにおける社会契約の基本構造

政治哲学の領域で挙げた構造的特徴を、ビジネスの領域に当てはめて考察する。社会契約を応用し、「統合社会契約論」として体系化したドナルドソンによれば、ビジネスの社会契約は、企業の存在を認める契約（マクロ的）、企業と社会が個

別に結ぶ契約（ミクロ的）を合わせたものである。契約の主体は「合理的生活者」を想定し、個別生産状態よりもよい結果をもたらすとき、企業は存在を認められる。

第三節 ビジネスの社会契約の内容

ビジネスの社会契約において、企業と「合理的生活者」はどのような契約を結ぶのか具体例を提示し検討する。

第四節 ビジネスの社会契約の基本原則

様々な便益を確定するために、合理的生活者は企業に必要な手続きを求める。それが「社会契約の定式」であり、次の4つの原則にまとめられる。1) 社会的便益の増大と不利益の縮小に努めること、2) これが困難な場合「全方善の原則」に従って納得できる調整を行うこと、3) この調整は「公正」「人権と自由」という視点から行うこと、4) 組織が自ら不正や問題を発見し解決する「自浄メカニズム」、自らの倫理的な取り組みを発展させる「改善メカニズム」を備えること、である。ビジネスの社会契約では、企業の責任は利益追求や法律の遵守や第三者への配慮だけでなく、倫理的行動を継続するための仕組みづくりに及ぶ。誰もが許容できる結論を導くことがその狙いである。

第五節 ビジネスの社会契約の意義

社会契約をビジネス倫理に応用する意義は、企業の判断のために実践的な指標を提示することにある。特にドナルドソンは経営者たちに、コミュニティの規範＝マイクロ社会契約を、可能な限り誰もが認め得る、実践的な規範として応用することを求める。

終章

ストックホルダー理論では第三者への配慮が不可欠であったこと、ステイクホルダー理論では実践的課題を残していたことから、企業の社会的責任を批判または支持するには充分とは言えなかった。しかし、社会契約を応用し、コミュニティの中の企業としてその存在を認めることで、より実践的な社会的責任を果たすことが可能である。ビジネス倫理において、企業の社会的責任を検討することは、自分たちがコミュニティで果たす役割を考えることに繋がり、今後も議論が期待されている。

主要参考文献

- ・ 高巖；Tドナルドソン『ビジネス・エシックス 企業の市場競争力と倫理法令遵守マネジメントシステム』、文眞堂、1999
- ・ 中谷常二編著『ビジネス倫理学』、晃洋書房、2007.
- ・ 梅津光弘「経営倫理学と企業社会責任論—その方法論的差異と統合の可能性をめぐる—」、『日本経営倫理学会誌』4号、1997年、21-31頁.
- ・ 佐々木均「製薬企業の動向と世界に広がる医療格差」.. 『医薬ジャーナル』46(10)、2010年、35-37頁.